

一般原則

適用範囲

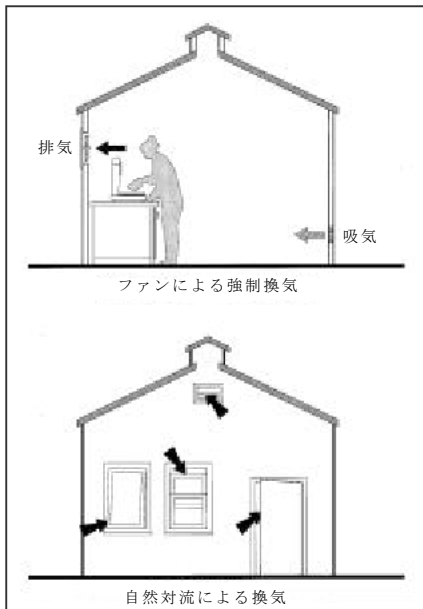
本作業指針シートは ILO 化学物質管理ツールキットの一部で、管理段階 1 が適用されるときに使用する。作業場の一般的な換気と建物の外での作業に関する規範を示すものである。一般に、少量、中間量、または多量の固体や液体を使うときには換気が必要で、すべての規範に従うことが重要である。化学物質によっては、引火性または腐食性があるので、これらの危険性に対しても適切な管理が必要である。詳細は、各化学物質安全データシートを参照すること。本シートは、作業者の健康を守るための最低限の基準を示すものであり、プロセス管理またはその他のリスク管理において適用されるこれより低い基準を正当化するためには使用してはならない。

作業場

- 関係者以外は作業場に入れない。風下での作業を避ける。

設計と装置

- 新鮮空気の取り入れに妨げのないことを確認する。屋外での作業、扉と窓の開放、または排気ファンによる換気がこれに該当する。



- 工場の建物内で作業する場合は、壁に取り付けたファン、通気レンガ、ルーバー、または天井の通気孔から汚染空気を排出し、新鮮空気と入れ替える。汚染空気を作業場から吸い出すより、ファンを使って作業者に清浄空気を送るほうが有効な場合もある。
- 新鮮空気取り入れ口の近くに汚染空気を排出しないこと。
- できる限り、新鮮空気が作業位置を経由しての作業場に流れ込むようにすること。開放状態では、新鮮空気が汚染空気を押し出すようにすること。
- 工場の建物では、汚染空気を作業場から排出するのに十分な容量と数（最低 1 台は必要）のファンを設置すること。換気回数は、1 時間 5 回以上換気を推奨する。

点検、検査および保全

- ファンまたは換気装置を常に良好な状態に保つこと。
- 毎日、ファンの電源を入れるとき作動を確認すること。作動を確認するためには、ファンの吹き出し側にリボンを取り付けるとよい。

清掃と整理整頓

- 作業機器と作業場を毎日清掃すること。
- こぼれたものは、作業場の粉じんまたはペーパーの発生源となる。こぼれた時は、直ちに完全に拭き取ること。
- ほうきや圧縮空気を使って清掃をしてはならない。濡らした布または真空掃除機を使うこと。
- 使った後、すぐに容器の蓋をすること。
- 容器は損傷するおそれがない安全な場所に保管すること。
- 直射日光が当たる場所に、揮発性液体を置かないこと。

個人用保護具（PPE）

- 有害性グループSの化学物質が皮膚、眼に触れ、または皮膚から体内に入ると危険である。皮膚を化学物質から守る方法に関しては、作業指針シートのSk100とSk101を参照すること。
- 各化学物質の安全上の注意事項によるか、納入業者に問い合わせるかして、必要な個人用保護具を用意すること。
- 保護具の手入れをすること。使わないときは、清掃してから清潔かつ安全な場所に保管すること。
- 保護具は常に清潔を保ち、指定された期間が経過したか、破損したときには交換すること。

教育訓練と管理

- 作業者に扱う物質の危険性・有害性を教育し、作業指針シートと保護具の必要な理由を理解させること。
- 作業者に化学物質の安全な取り扱い方を教育すること。
- 作業指針シートを実践していること、および問題が発生したときの対処方法を知っていることを確認すること。
- 決められた注意事項の守られていることが確認できる体制を確立すること。